

# 平成27年度 生徒指導のポイント

平成27年4月1日 小松教育事務所

## 1 学校全体で取り組む生徒指導の推進

- (1) 教職員の共通認識のもと、学校の教育活動全体を通じて、積極的な生徒指導を展開する。
- ①生徒指導の3機能を生かした授業改善の推進
    - ※児童生徒主体の授業づくり わかる・できる授業づくり
  - ②児童生徒の主体性を生かした学校行事、児童会・生徒会活動等の充実
    - ※児童生徒の「居場所づくり」「絆づくり」につなげる工夫
- (2) 校内生徒指導体制の確立と機能化
- ①生徒指導主事を中心とした「実態把握」(全教職員による情報収集、生徒指導主事による分析)
  - ②管理職を中心とした「方針の明確化」(管理職への報・連・相、生徒指導主事による取組の具体化)
  - ③全教職員での「取組」(全教職員への方針・取組の周知、役割連携、ぶれのない指導の推進)
    - ※ 初期対応 → 初期段階から組織による積極的・計画的な対応
- (3) 児童生徒理解の深化
- ①教育相談体制の充実(定期的な教育相談会・ケース会議の開催・充実)
    - ・多面的な児童生徒理解とケース会議の開催による具体的かつ組織的な支援策の検討・実践・検証のサイクル
    - ・個別の指導記録等の作成と活用
    - 児童生徒の状況や指導記録の蓄積による継続的な支援、多面的な情報の共有・連携
  - ②特別支援教育と生徒指導の連携
    - 教職員の発達障害等への理解の促進、行動の特性にそった効果的な支援策の組織的な検討・実践・検証のサイクル

## 2 いじめ・不登校・暴力行為などの未然防止と早期発見、早期対応の徹底

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」に基づいたいじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応
- ※「学校いじめ防止基本方針」の学校内外への周知
- ① 児童生徒が安心して学べる環境づくり
  - ② 定期的な児童理解やアンケート、個人面談、行動観察等による多面的な実態把握  
(いじめ問題の早期発見、早期対応)
- (2) 不登校の未然防止、早期対応、早期解消
- ① 生徒指導の3機能を生かした授業改善の推進
  - ② 児童生徒の主体性を生かした特別活動の実践
  - ③ 児童生徒の状況(不登校傾向、家庭での状況等)の早期把握、早期対応につなげるためのシステムづくりや機能化の取組

## 3 ネットトラブルの未然防止に向けた取組の推進

- 情報の信憑性や価値を正確に評価しメディアを適切に活用する「メディアリテラシー教育」の推進
- ①系統的なメディアリテラシー教育の推進(SNSの危険性についての指導等)
  - ②教職員研修の充実
  - ③保護者への啓発、連携

## 4 学校と家庭・地域・関係機関との連携や学校種間の連携強化

- (1) 家庭・地域との信頼関係の確立
- ・家庭・地域への生徒指導の指導方針、学校いじめ防止基本方針の周知及び理解の促進
- (2) 小中連携(幼保小連携)の推進
- ①情報交換の推進
    - ・個別の指導記録(校種間つなぎシート、個人理解シート等)の作成による情報連携の推進
  - ②教育活動の連携
    - ・生徒指導をはじめとする教育活動の連続性 → 小中(幼保小)一貫した効果的な取組の推進
- (3) 関係機関との連携強化(学校の「抱え込み」→「情報連携」→「行動連携」)
- 「日々の連携」によるネットワークの構築、問題行動等発生時の「緊急時の連携」
  - いじめ対応アドバイザー、SC、警察、児童相談所等との積極的な連携